

早いもので当事務所も『年末モード』に突入。皆様いかがお過ごしですか？

労務協会からのお知らせ

★今年の年末調整等の主な改正点について

●定率減税が 10%に引き下げ

昨年までは所得税額の 20%相当額（最高 25 万円）の定率減税が、平成 18 年分は 10%（最高 12 万 5 千円）に引き下げられました。

なお、平成 19 年分の所得税からは定率減税は廃止となります。

また、平成 17 年分から老年者控除が廃止されていますので、この点にもご注意ください。

●平成 19 年 1 月分給与以降の「源泉徴収税額表」が変更になります。

平成 19 年 1 月分以降の給与・賞与計算のときには新しい税額表で控除するようにお願いします。パソコンで給与計算している企業では、ソフトの変更などが必要です。

国税庁 (<http://www.nta.go.jp/>) では『年末調整の仕方』についての説明を動画配信しています（全 35 分）。

★地域別最低賃金が 10 月 1 日より 682 円に改定されています

基本給+諸手当（精勤手当・通勤手当・家族手当・残業手当・休日出勤・深夜勤務手当を除く）の 1 時間分の賃金が 682 円を下回っていないかご確認ください。

★雇用保険の失業給付について

（1）雇用保険の失業給付とは？

雇用保険の被保険者の方が、倒産・定年・自己都合などにより離職し、働く意思と能力がありながら就職できない場合に、再就職までの一定期間の生活を安定させ、安心して就職活動を行い、1 日も早く職業生活へ復帰していただくために支給されるものです。

（2）失業給付を受けるための要件

次の①～③の要件をすべて満たしていることが必要です。

①賃金支払の基礎となった日数 14 日以上の方が 6 ヶ月以上あり、雇用保険に加入していた期間が満 6 ヶ月以上あること（短時間被保険者は 11 日以上の方が 12 ヶ月以上あり、満 12 ヶ月以上となります）

②失業の状態にあること＝働く意思と能力があり、働きたくても就職できない状態にあること

定年退職後しばらく休養する方、専業主婦希望の方や病気やケガ・妊娠出産等で働けない方は受けられません。

③ハローワークに「求職の申込み」をしていること

（3）失業給付の日数は？

①倒産・解雇等で離職した「特定受給資格者」は離職日の年齢・被保険者期間に応じて 90 日（全年齢 1 年未満+45 歳未満 5 年未満）～330 日（45 歳～64 歳 20 年以上）と、比較的手厚くなっています。

②自己都合・定年退職等で離職した「一般の受給資格者」は年齢に関係なく、10 年未満は 90 日、10 年以上 20 年未満は 120 日、20 年以上は 150 日です。

③65 歳以上で離職した方は、1 年未満 30 日、1 年以上 50 日です。64 歳以下に比べガクンと減ります。

なお、1 日あたりの金額は、賃金に応じ 4.5 割～8 割です。

離職票希望者には詳しいパンフレット『失業給付のアレコレ』を送りスムーズに受給出来るようにしています。

<編集後記>仕事柄パソコンを使うことが多いのですが、大いに役に立っているのが「フリーソフト」です。ベクター(<http://www.vector.co.jp>)などの HP で入手できます。5 月号でも取り上げましたが、『付箋紙 95』というソフトをタスク管理に便利に利用しています（名付けて「ラーメン屋方式」）。その他にもメンバー間のスケジュールの共有化(『GroupWatcher』)、データバックアップ(『ばっくんちょ』)などに役立っています。ちなみにこの文章も『TeraPad』というテキストエディター（ワープロソフト）で書いています。フリーソフトは無料ですし、シンプルかつ「かゆいところに手が届く」きめ細かいカスタマイズができるものが多いため、自分好みに使いやすく設定できるところがいいです。『TeraPad』も、背景を黒、文字を黄緑に設定し、昔の「グリーンモニター」風にしてあります。長時間文章作成しても目が疲れなくてよ・・・（一ノ宮 俊人）